

愛教組連合グループ保険制度の概要

制 度		保障範囲	保障内容	ページ	
1	グループ保険   	死亡 高度障害	万一の場合の 生活復興資金 (400～4,600万円) 本人・配偶者は900万円からとなります。	P3～P4 P17～P20 P33～P37	
		病気	入院 給付金 (1日目から365日限度)		縦書き
			手術 給付金 (入院を伴う手術に対し)		
		ケガ	入院 保険金 (1日目から365日限度) ※ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院をした場合 通院 保険金 (1日目から90日限度) ※ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院 手術 保険金 (手術の状況に応じて入院保険金日額の5・10倍)		
2	遺族年金特約制度  	死亡 高度障害	万一の場合の 生活維持資金 長期間・一定額を年金形式でお支払いします。	P5～P8 P17～P18 P33～P35	
3	就業不能サポート 制度 	就業不能	病気・ケガ・所定の精神障害により就業不能状態が40日を超えて継続している場合、41日目から加入コースに応じた給付金をお支払いします。	P9～P10 P21～P24 P33～P35	
4-1	三大疾病特約制度  	特定疾病 7大疾病 悪性新生物 (がん)・ 上皮内新生物	特定疾病の治療費として保険金をお支払いします。 特約を付加することにより7大疾病、がん・上皮内新生物を保障します。 主契約200万円 7大疾病保険金100万円 がん・上皮内新生物保険金20万円 ※70歳コースの新規加入の受付は行っておりません。	P11～P14 P25～P27 P33～P35	
4-2	三大疾病特約制度 オプション  	特定疾病	特定疾病の治療費として保険金をお支払いします。 一時金200万円 ※三大疾病特約制度オプションへの加入は、三大疾病特約制度70歳コース未加入者かつ三大疾病特約制度75歳コースに加入している方が対象となります。 ※最高継続年齢は保険年齢70歳までとなります。 ※三大疾病特約制度70歳コースを脱退し、三大疾病特約制度オプションに加入することは原則できません。 ※70歳コースご加入の方で保険金額400万円を準備される場合は75歳コースにお申込ください。	P15～P16 P25～P27 P33～P35	

※グループ保険は年金払特約付こども特約付団体定期保険と、年金払特約付新・団体定期保険をセットし、さらに損害保険の普通傷害保険および自家共済の病気入院分をセットしたものです。
※これらの制度ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
※詳細はパンフレット17～20ページをご参照ください。

加入資格一覧

1.グループ保険（生命保険部分）

本人…愛知教職員組合連合会の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)
こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者・こども
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者・こども共通
【過去12ヵ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。
(別表) がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※夫婦ともに教員の場合、こどもの加入については、扶養されている方でご加入ください。

1.グループ保険（損害保険部分）

本人…グループ保険(生命保険部分)に加入している(今回加入する場合を含みます。)愛知教職員組合連合会の組合員で、2026年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)
配偶者…本人の配偶者で、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)
こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で、2026年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

※愛知教職員組合連合会の組合員およびその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

2.遺族年金特約制度

本人…グループ保険に加入している愛知県学校生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者共通
【過去12ヵ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。
(別表) がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※グループ保険に加入していない配偶者の遺族年金特約制度だけの申込みはできません。

3.就業不能サポート制度

本人…グループ保険に加入している愛知県学校生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
【過去3ヵ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすめられています。
(注)検査をすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去2年以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

4-1.三大疾病特約制度

※7大疾病保障特約に新たに加える場合は下記告知内容をご確認ください。

※がん・上皮内新生物保障特約を新たに加える場合は、下記告知内容に加え、(がん・上皮内新生物保障特約について) もご確認ください。

本人…グループ保険に加入している組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方
※配偶者のみの加入はできません。

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者共通
【過去3ヵ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすめられています。
(注)検査をすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去5年以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。
(がん・上皮内新生物保障特約について)
当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。
【現在までの健康状態】
申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※加入日より前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。

4-2.三大疾病特約制度オプション

本人…グループ保険と三大疾病特約制度75歳コースに加入している組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(ただし、退職後の新規加入はできません。)
※三大疾病特約制度70歳コースに加入している方は加入できません。
配偶者…本人の配偶者かつ三大疾病特約制度75歳コースに加入している方で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方
※配偶者のみの加入はできません。※三大疾病特約制度70歳コースに加入している方は加入できません。

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者共通
【過去3ヵ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすめられています。
(注)検査をすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去5年以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

※加入日より前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金のお支払いの対象になりません。